

## 第35回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(9人)

1番 鈴木 寛幸	2番 木村 朝子	3番 須藤 利美
4番 高橋 幸子	5番 二瓶 幸浩	6番 横澤 謙次
7番 安部 数幸	8番	9番 朝倉隆一郎
10番 井上 禎夫		
4. 欠席委員 8番 伊藤 悟
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 安部吉郎局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 89号 非農地証明願いについて

日程第 4 報告第 90号 農地法第18条の規定による報告について

日程第 5 報告第 91号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第 6 議案第 101号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第 102号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について

日程第 8 議案第 103号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長 ( 会長 井上 禎夫 議長席に着席する。)

やっと、緊急事態宣言も今日でなんとか解除になるような兆しが見えたところでございます。農業委員会の7月沖縄の視察研修には、ここまでずれ込むとやはり無理でした。大変残念ですが、今回は研修はなしということで、それぞれ任期を迎えることになりますので、ご了解頂きたいと思えます。

また、先ほど町長もおっしゃいましたが、今までの農政は海外5兆円の輸出を目指すとして頑張っており、私達には、かなりそれに目指して頑張りたいという国会の先生方からの激励もあった訳ですが、このコロナの影響を受けていると、食料は自分達で守らないと、いざという時にどこも手助けをしてくれないと、しみじみ分かってきたと私は思います。そのためにも、今まで飯豊町農業委員会としては、輸出よりも食料自給率を上げる。みんなが安全して食べられるものを作る農業をやって目指すことをやってきたのが間違いではなかったと感じているところでございます。

また、農繁期も非常に最盛期になっておりますが、長井、白鷹、飯豊の二瓶委員がおられる小白川では、熊が目撃された情報が新聞に載っておりました。長井では、人が怪我をしております。田、畑、所変わらず、熊が出てきている状況ですので、十分気を付けて農作業にあたって頂きたいとお願いいたしまして、私からの挨拶にさせていただきます。ただ今より第35回飯豊町農業委員会総会を開催します。本日の欠席は、8番伊藤悟委員でございます。定足数に達しておりますので、会期は成立いたします。それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、3番須藤利美委員、4番高橋幸子委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思えますが異議ございませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程3報告第89号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、非農地証明交付申請が、このたび1件ございました。

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字岡 620-25	
	地目地積	畑 1 筆で 43 m <sup>2</sup>	

1 番の事由ですが、平成 11 年 7 月に住宅増築工事の際に、誤って隣接する 620-22 の畑の 1 部に住宅を建築してしまった。その後、620-22 から分筆して、620-25 として宅地として使用しているということでありませぬ。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程4報告第90号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 農地法18条の規定の解約の報告が1件ありましたので、報告致します。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上屋地字下水沢 28-2 はじめ 17 筆	
	地目地積	田 17 筆で 26,050 m <sup>2</sup>	

1番の案件は、自作するための解約になります。以上、説明いたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第5報告第91号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明させていただきます。

1番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字博士三 90-1 はじめ 35 筆	
	地目地積	田 31 筆畑 4 筆で、22,595 m <sup>2</sup>	

1番は、取得日は令和2年3月2日で相続でございます。あっせんの希望はありません。以上、報告いたします。

議長 報告でございますので、ご了承ください。それでは日程第6議案第101号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字花地 1840-5 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 5 筆で 1,430 m <sup>2</sup>	

以上1件につきまして農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たして

おり問題ないと思われまますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願います。5 番二瓶幸浩委員

二瓶委員 　　〇〇〇は、〇〇〇のお父さんでありまして、何も問題ないと思います。

議 長 　　それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。格別ないようでしたら、承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委 員 　　全員挙手

議 長 　　挙手全員で承認することに決定しました。それでは日程第 7 議案第 1 0 2 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 　　それでは、農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について説明させていただきます。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字袋谷 3662-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	畑 7 筆で 4,685 m <sup>2</sup>	

変更の事由であります、施設の配置位置の変更及び管理棟施設でございます。当初計画を再精査した結果、当初の施設配置では限られた敷地面積の中で、一層の作業効率と敷地の有効活用を図ることが出来ないと判断したため、施設配置位置の変更をしたためでございます。又、当初は自動運転管理システムで 24 時間管理する予定だったが、緊急時の迅速な対応を迫られる事案も発生する可能性があることから、管理棟を建設し職員を常駐させるためということであります。資料に補足説明を添付しております。被害防除計画ですが、被害はございません。当初配置図と、変更後の配置図を添付しております。円形第 2 発酵槽等の配置が変更になっております。5 月 22 日、地元農業委員と、現地確認をしております。以上でございます。

議長 　　ただいま事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。4番高橋幸子委員

高橋委員 　ただいまのご説明のとおりでございますが、先日、室長と現場を見てきました。緊急時のことを思えば、管理棟が必要と感じて来ました。10坪にも満たない建物でございますが、変更は妥当と見てきました。来月完成予定ですので、今後のバイオガスというものに期待したいと思っておりますので、どうぞご審議のほどお願い致します。

議長 　　それでは、質疑に入ります。ただ今の説明において、ご意見、質問等ありましたら、お願い致します。7番安部数幸委員

安部委員 　　今回の変更は、もちろんタンクとかの変更があった訳ですが、最初、自動管理システムでの24時間管理出来ているから、管理出来ているという予定だったわけですが、今回の緊急時の迅速な対応を迫られる事案も発生する可能性があるということをつけ加えられましたが、町に対しては、どのような事案が発生する可能性があるかと提示あったのか、お聞きしたいと思います。

安部補佐 　　このバイオガス発電施設につきましては、牛の糞、食物の残渣をかき混ぜて、発酵させてガスを発生させる装置でございますが、万が一、パイプの中で詰まったりした場合、後、機械が故障した場合に自動運転システムを付けているものの、人の目で迅速に対応する可能性もあるのではないかという考えのもとに、新たに人を配置するための管理棟を建設するという事で、計画を変更したいということでございます。

議長 　　他にございませんか。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 　　全員挙手

議長 　　挙手全員で承認することに決定しました。それでは日程第8案第103号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

安部補佐 　　それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明いたします。再設定の利用権設定2件であります。

1 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字田中 3578-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 12,869 m <sup>2</sup>	
2 番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5272	
	地目地積	田 1 筆で 488 m <sup>2</sup>	

以上 2 件については、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており問題ないと思われまますので、ご検討の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に、私の案件がありますので、退席いたします。その間、安部職務代理の議事運営をお願い致します。

安部職務代理 ただいま、説明がありましたように、会長本人の案件ですので、代わって議長を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、2 番の案件について、審議いたします。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査の結果、並びに補足説明をお願い致します。1 番鈴木寛幸委員

鈴木委員 2 番の案件ですが、再設定ですので、今までも問題なかったもので、これからも問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い致します。

安部職務代理 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当該委員の説明について、質問、意見等ありましたらお願い致します。格別ないようでしたら、承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

安部職務代理 挙手全員です。よって、2 番の案件について、承認することに決定致しました。井上会長に報告致します。全員賛成によって、承認することに決定致しましたので、報告致します。

議長 それでは、他の議案を審議致します。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、並びに補足説明をお願い致します。1 番鈴木委員

鈴木委員 1 番の案件ですが、再設定でございます。今までも何ら問題ないと思われまます。○

〇〇は、他の地区に来ても、一生懸命農業に励んでいます。これからも何ら問題ないと思われしますので、ご審議のほどお願い致します。

議長      それでは、これより質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明、当該委員の説明について質問、意見等ございましたら、お願いいたします。格別ないようでしたら承認することに賛成する方の挙手を求めます。

委員      全員挙手

議長      挙手全員で承認することに決定しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第35回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。  
( 午前10時8分閉会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和2年5月25日

議長      \_\_\_\_\_

署名委員（3番） \_\_\_\_\_

署名委員（4番） \_\_\_\_\_